

(仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路

計画段階環境配慮書

三重県

平成 27 年 3 月

— 目 次 —

頁

1. 第一種事業を実施しようとする者の名称及び主たる事務所の所在地.....	1
1.1. 事業名称.....	1
1.2. 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地.....	1
2. 第一種事業の目的及び内容.....	1
2.1. 事業の経緯.....	1
2.2. 事業の目的.....	1
2.3. 事業の内容.....	1
2.3.1. 事業実施想定区域の位置.....	1
2.3.2. 事業の規模.....	1
2.3.3. その他事業に関する事項.....	2
3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況.....	4
3.1. 自然的状況.....	4
3.2. 社会的状況.....	4
4. 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの.....	6
4.1. 計画段階配慮事項の選定.....	6
4.2. 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法.....	6
4.3. 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の結果.....	7
5. その他環境省令で定める事項.....	10
5.1. 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解.....	10
5.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解.....	10
5.2. 関係機関からの参考意見と事業者の見解.....	11

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製した
ものである。（承認番号 平26情複、第557号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1. 第一種事業を実施しようとする者の名称及び主たる事務所の所在地

1.1. 事業名称

(仮称) 都市計画道路 鈴鹿亀山道路

1.2. 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

事業予定者の名称 : 三重県
代表者の氏名 : 三重県知事 鈴木 英敬
住所 : 三重県津市広明町13番地

2. 第一種事業の目的及び内容

2.1. 事業の経緯

鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市から亀山市（東名阪自動車道の亀山 JCT 付近）に至る路線で、平成 25 年度からは、構想段階における道路計画のアンケート調査や住民参加の 100 人協議会を 2 回実施し、有識者委員会を 3 回実施した。

現在は、アンケート調査や住民参加の 100 人協議会での県民等の意見、有識者委員会での有識者の意見等を踏まえ、県独自の計画段階評価を実施してルート帯等を総合的に決定することを目指すとともに、整備効果などを国・県・市・中日本高速道路（株）が協力し、調査・検討している。

2.2. 事業の目的

当該地域は、産業集積地にあるものの、高速道路へのアクセスに時間を要し、新たに整備される新名神高速道路等の機能を十分に活かすことができない状況にあり、企業活動や新たな企業誘致等を支援するために高速道路への所要時間を短縮し、定時性を確保する道路整備が必要である。また、南海トラフ巨大地震発生時に沿岸部にて津波等による甚大な被害が想定されるなか、沿岸部の人口・産業の集積地と内陸部の高速道路を結ぶ、災害に強い東西軸の道路整備が必要である。

以上の解決が必要な課題と求められる機能から、当該道路の政策目標は、

1. 工業製品出荷額等日本一の産業を支える道路基盤の充実
2. 中部・近畿や県内の連携強化のため、選択性のあるネットワークの確保
3. 災害時にも社会経済活動を持続し、地域の持つポテンシャルを早期復元できる道路機能の強化とし、企業活動を支え災害時にも機能する経済的・効果的な道路ネットワークの早期実現を目指す。

2.3. 事業の内容

2.3.1. 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置、起終点を図 2-1 に示す。



2.3.2. 事業の規模

規模：道路延長 約 10km

2.3.3. その他事業に関する事項

(1)位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定する必要がある。

位置等に関する複数案としては、政策目標や地形・地質条件、自然環境、生活環境、コスト縮減などを踏まえて設定する。

(2) 複数案設定にあたっての考え方

政策目標の達成に寄与し、企業活動を支え災害時にも機能する経済的・効果的な道路ネットワークの早期実現を目指す複数案として、高速道路と亀山ジャンクション付近で接続し、交通需要の大きな拠点（鈴鹿市街地）を經由し、北勢バイパスに接続する2案を選定する。（図 2-2）

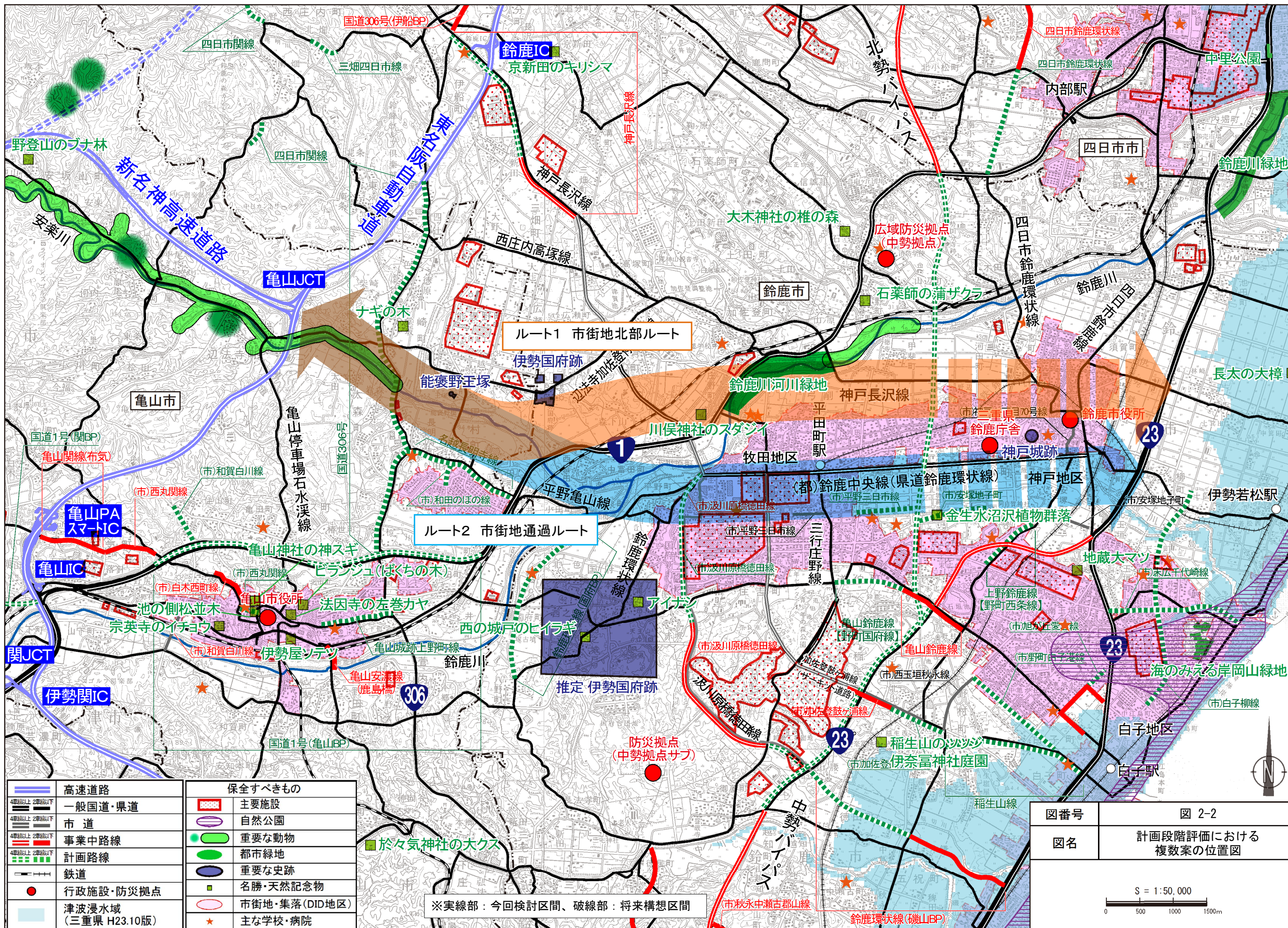
なお、現道活用は課題の解決や政策目標の達成が困難なため、設定していない。

- ・ルート1 市街地北部ルート 道路延長約 10km

始点：三重県鈴鹿市（北勢バイパス竹野町付近）、終点：三重県亀山市（亀山 JCT 付近）

- ・ルート2 市街地通過ルート 道路延長約 10km

始点：三重県鈴鹿市（北勢バイパス三日市町付近）、終点：三重県亀山市（亀山 JCT 付近）



	高速道路		保全すべきもの
	一般国道・県道		主要施設
	市道		自然公園
	事業中路線		重要な動物
	計画路線		都市緑地
	鉄道		重要な史跡
	行政施設・防災拠点		名勝・天然記念物
	津波浸水域 (三重県 H23.10版)		市街地・集落(DID地区)
			主な学校・病院

■ 於々気神社の大クス

※実線部：今回検討区間、破線部：将来構想区間

図番号	図 2-2
図名	計画段階評価における 複数案の位置図
S = 1:50,000 	

3. 事業実施想定区域及びその周囲の概況

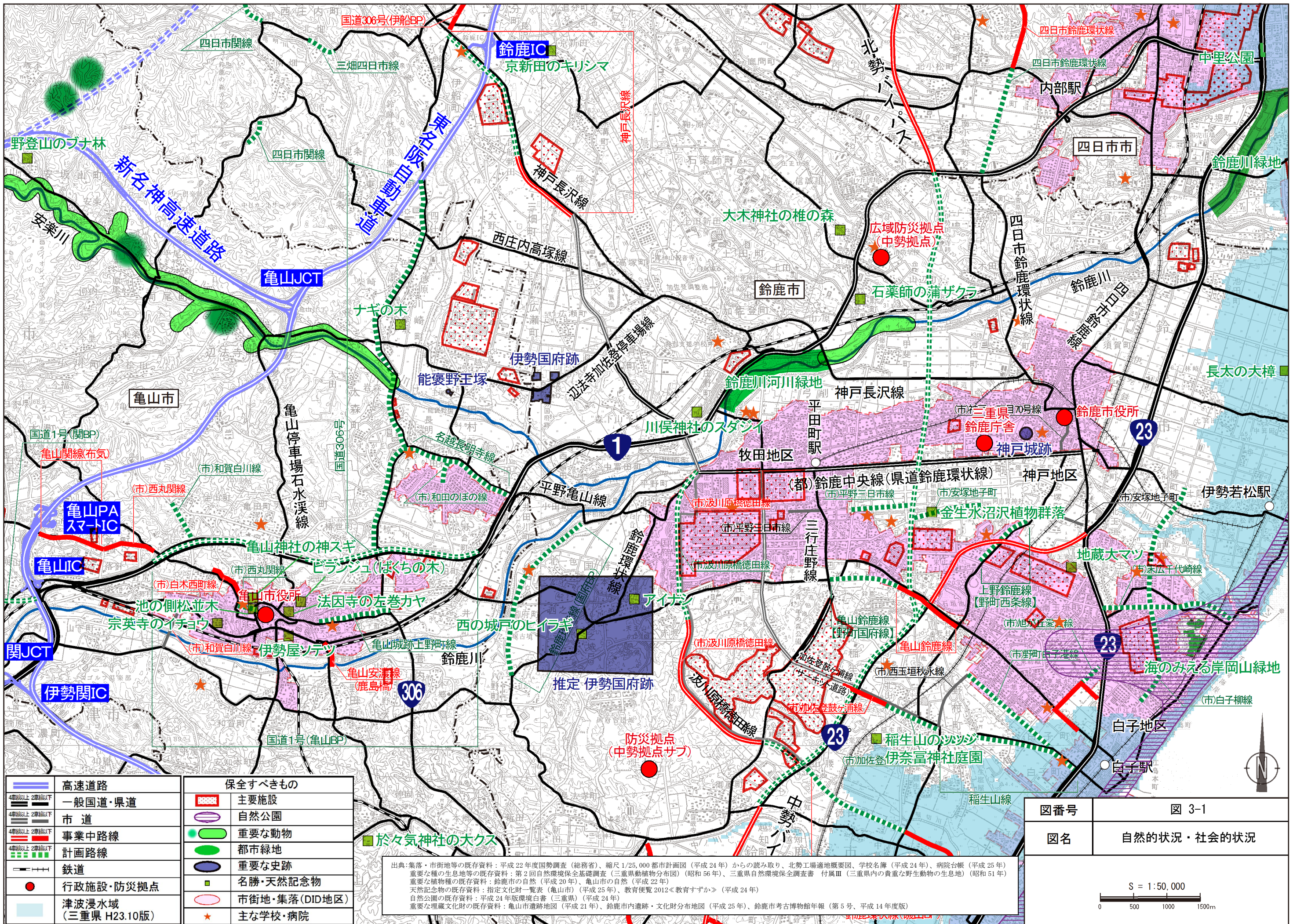
3.1. 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握する。

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況としては、文献等によれば、重要な動物の生息地が存在する。(図 3-1)

3.2. 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況としては、文献等によれば、比較的面積の大きい工場や工業団地、大規模集客施設などの主要施設、市役所などの行政施設・防災拠点、市街地・集落 (DID 地区)、学校、病院、名勝・天然記念物、自然公園、都市計画緑地、重要な史跡などが広く分布する。(図 3-1)



	高速道路		保全すべきもの
	一般国道・県道		主要施設
	市道		自然公園
	事業中路線		重要な動物
	計画路線		都市緑地
	鉄道		重要な史跡
	行政施設・防災拠点		名勝・天然記念物
	津波浸水域 (三重県 H23.10版)		市街地・集落(DID地区)
			主な学校・病院

出典：集落・市街地等の既存資料：平成22年度国勢調査（総務省）、縮尺1/25,000都市計画図（平成24年）からの読み取り、北勢工場適地概要図、学校名簿（平成24年）、病院台帳（平成25年）
 重要な種の生息地等の既存資料：第2回自然環境保全基礎調査（三重県動植物分布図）（昭和56年）、三重県自然環境保全調査書 付属Ⅲ（三重県内の貴重な野生動物の生息地）（昭和51年）
 重要な植物種の既存資料：鈴鹿市の自然（平成20年）、亀山市の自然（平成22年）
 天然記念物の既存資料：指定文化財一覧表（亀山市）（平成25年）、教育便覧2012「教育すずか」（平成24年）
 自然公園の既存資料：平成24年版環境白書（三重県）（平成24年）
 重要な埋蔵文化財の既存資料：亀山市遺跡地図（平成21年）、鈴鹿市内遺跡・文化財分布地図（平成25年）、鈴鹿市考古博物館年報（第5号、平成14年度版）

図番号	図 3-1
図名	自然的状況・社会的状況
S = 1:50,000	

4. 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1. 計画段階配慮事項の選定

文献やヒアリング等で得られた内容に加え、事前のアンケートで得た情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定する。

県民等の意見としては、今後、道路整備を行う場合に気をつけることとして、「生活環境に悪影響が出ないこと」、「自然環境に悪影響が出ないこと」の割合が高くなっている（図 4-1）。また、当該地域の住民や関係機関からは、重要な史跡等に配慮をすることが望まれている。

問 今後、道路整備を行う場合、気をつけるべきことは何ですか？

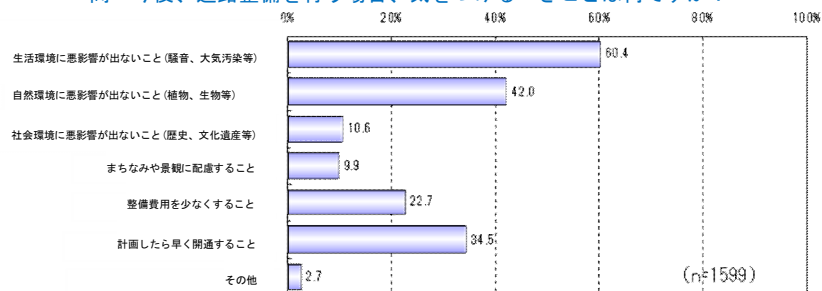


図 4-1 アンケート調査結果

以上のことから、計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由を表 4-1 に示す。

表 4-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素		影響要因		施設等の存在及び供用		選定理由
		大気環境	騒音及び超低周波音	道路の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質			○	自動車の走行に伴って発生する排気ガス等が、市街地・集落 (DID 地区) に環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
		騒音及び超低周波音			○	自動車の走行に伴って発生する騒音が、市街地・集落 (DID 地区) に環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物			○		道路の存在に伴い、重要な動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
	植物			○		道路の存在に伴い、天然記念物や重要な植物群落への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。
	生態系			○		道路の存在に伴い、自然公園等の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定。

(参考) 関連する調査項目

その他	重要な史跡		○		道路の存在に伴い、重要な史跡への影響を及ぼすおそれがあるため選定。
-----	-------	--	---	--	-----------------------------------

4.2. 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

計画段階配慮事項に係る調査・予測・評価の手法は、概ねのルート的位置や基本的な道路構造等を決定する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とする。調査は、既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音及び超低周波音では市街地・集落等、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とする。予測は、環境の状況の変化を把握する方法とする。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法とする。（表 4-2）

表 4-2 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	市街地・集落等※ ¹	既存資料	D I D 地区※ ⁷ と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
騒音及び超低周波音				
動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種の生息地※ ²	既存資料	重要な種の生息地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種※ ³ ・天然記念物※ ⁴	既存資料	重要な種・群落の生育地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
生態系	自然公園等※ ⁵	既存資料	自然公園等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	重要な文化財等※ ⁶	既存資料	重要な文化財等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
-------	-----------------------	------	----------------------	--------------------------

注) 集落・市街地等や重要な種の生息地等は図 4-2 に示す。

- ※1) 集落・市街地、主要企業、工業団地、大規模集客施設の既存資料：平成 22 年度国勢調査（総務省）、縮尺 1/25,000 都市計画図（平成 24 年）からの読み取り、北勢工場適地概要図、学校名簿（平成 24 年）、病院台帳（平成 25 年）
- ※2) 重要な種の生息地等の既存資料：第 2 回自然環境保全基礎調査（三重県動植物分布図）（昭和 56 年）、三重県自然環境保全調査書 付属Ⅲ（三重県内の貴重な野生動物の生息地）（昭和 51 年）
- ※3) 重要な植物種の既存資料：鈴鹿市の自然（平成 20 年）、亀山市の自然（平成 22 年）
- ※4) 天然記念物の既存資料：指定文化財一覧表（亀山市）（平成 25 年）、教育便覧 2012《教育すずか》（平成 24 年）
- ※5) 自然公園の既存資料：平成 24 年版環境白書（三重県）（平成 24 年）
- ※6) 重要な埋蔵文化財の既存資料：亀山市遺跡地図（平成 21 年）、鈴鹿市内遺跡・文化財分布地図（平成 25 年）、鈴鹿市考古博物館年報（第 5 号、平成 14 年度版）
- ※7) 人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

4.3. 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査は、既存資料に基づき表 4-2 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 4-2 に調査の結果として記載した。予測では、表 4-4 に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握した。

複数案のルート設定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標（2.2.事業の目的）の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、表 4-3 及び図 4-2 に示すルートを選定した。

案ごとに選定された環境要素の影響の程度は、表 4-4 に示すとおりで、道路整備を行う場合に最も気をつけることが重要であると住民が考えている大気質、騒音および超低周波音などについては、ルート 1（市街地北部ルート）の方がルート 2（市街地通過ルート）よりも影響を与える可能性が少ないと評価する。また、植物についてはルート 1 に、動物、重要な史跡などについてはルート 1 とルート 2 のルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があるとして評価する。

そこで、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り動物の重要な種の生息地等や植物の重要な種・群落の生息地等、重要な文化財等を避けて計画する。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

表 4-3 ルートの概要

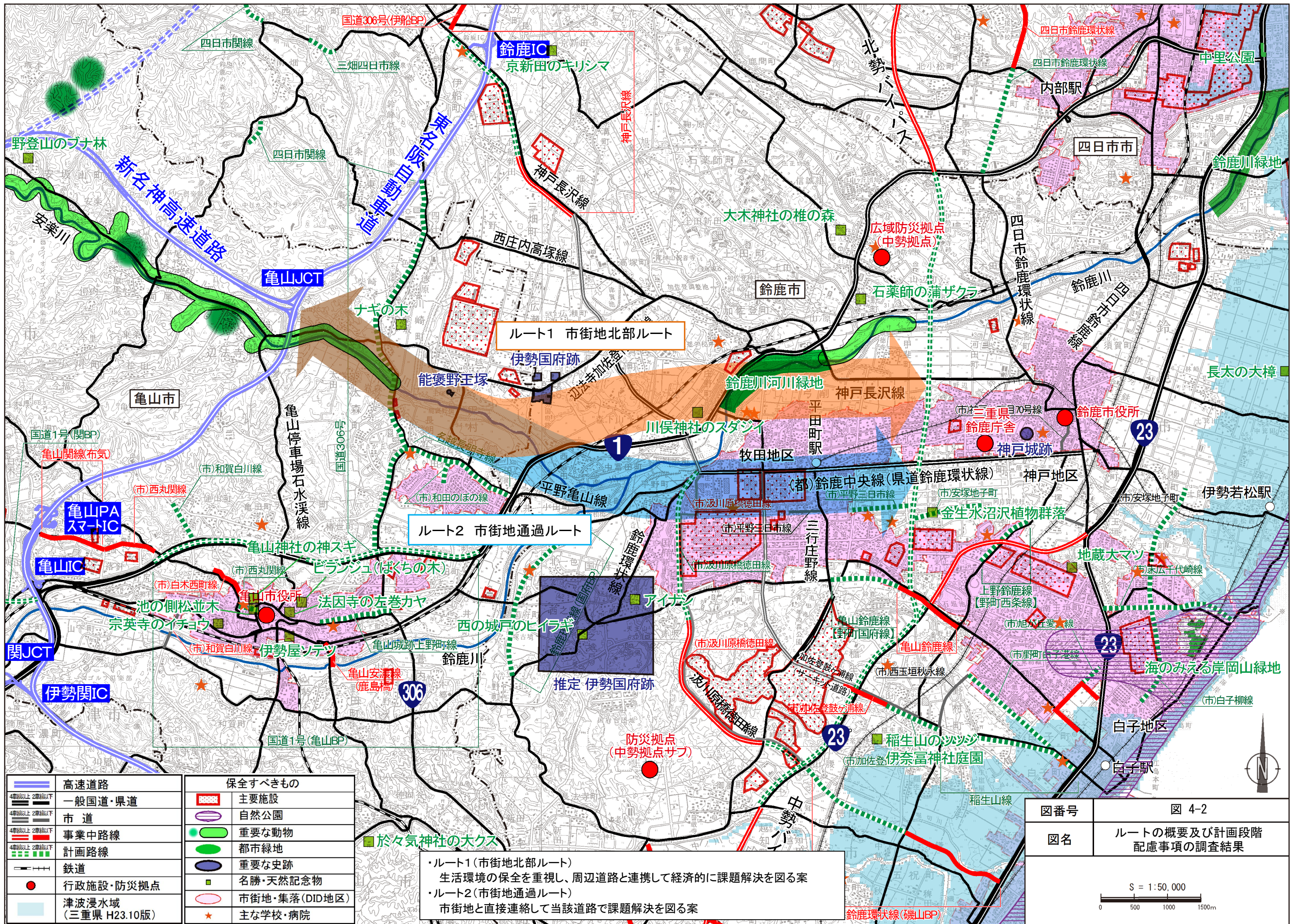
複数案		ルート1の概要
ルート1	市街地北部ルート	生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案
ルート2	市街地通過ルート	市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

表 4-4 案ごとに選定された環境要素の影響の程度

環境要素	ルート1 (市街地北部ルート)	ルート2 (市街地通過ルート)
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を概ね回避するものと予測する。 大気質に影響を与える可能性はあるが、ルート2よりも小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を通過するものと予測する。 大気質に影響を与える可能性があると評価する。
騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を概ね回避するものと予測する。 騒音及び超低周波音に影響を与える可能性はあるが、ルート2よりも小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、市街地・集落 (DID 地区) を通過するものと予測する。 騒音及び超低周波音に影響を与える可能性があると評価する。
動物	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。 動物に影響を与える可能性があると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。 動物に影響を与える可能性があると評価する。
植物	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、名勝、重要な植物群落を概ね回避するものの、天然記念物を通過するものと予測する。 植物に影響を与える可能性があると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、名勝、天然記念物や重要な植物群落を概ね回避するものと予測する。 植物に影響を与える可能性はあるがルート1よりも小さいと評価する。
生態系	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。 生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。 生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。

(参考) 関連する調査項目

重要な史跡	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。 重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。 重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。
-------	---	---



	高速道路		保全すべきもの
	一般国道・県道		主要施設
	市道		自然公園
	事業中路線		重要な動物
	計画路線		都市緑地
	鉄道		重要な史跡
	行政施設・防災拠点		名勝・天然記念物
	津波浸水域 (三重県 H23.10版)		市街地・集落(DID地区)
			主な学校・病院

・ルート1(市街地北部ルート)
 生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案
 ・ルート2(市街地通過ルート)
 市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

図番号	図 4-2
図名	ルートの概要及び計画段階 配慮事項の調査結果
S = 1:50,000	

5. その他環境省令で定める事項

5.1. 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解

5.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成25年12月20日～平成26年1月20日（第2回））と事業者の見解を表5-1に示す。

表 5-1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

環境要素	住民からの意見	事業者の見解
大気質、騒音及び超低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・排気ガス対策を行ってほしい。 ・生活環境に配慮してほしい。 ・大気汚染や騒音は最大限、防止措置を講じてほしい。 ・郊外の住宅団地にも考慮してほしい。 <p style="text-align: right;">他2件</p>	<p>本事業の目的や道路が果たすべき機能を勘案しながら、大気質や騒音等の生活環境に実施可能な範囲で影響が生じないよう配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、実施可能な範囲で住宅団地や既存の集落等の位置に配慮して、検討を進める。</p>
動物、植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・金生水の貴重な水生植物への影響は100%ないよう願います。 ・自然環境は残してほしい。人間のエゴでの道路づくりはやめてほしい。 ・開発する上で動植物をきちんと守ってほしいです。 ・希少な植物群を破壊しないようにしてほしい。 ・自然環境の保全は欠かせない。 ・環境の保全の見地から金生水沼沢植物群落を保全してほしい。 ・鈴鹿川の環境保全を協力していただけたらと思います。（いろいろな生き物が生息していますので） ・川の周辺は狐や蛍の生息（確認済）、藤袴やナゲシコ等の自生（未確認）があるらしいので、調査をおこない、生態への影響を可能な限り最小限に留めてほしい。 ・動植物への影響をなるべく少なくしてほしい ・山中に住む動物達への影響を今以上に考える必要がある。 ・自然を保全しながらの道路整備を実現してほしい <p style="text-align: right;">他7件</p>	<p>金生水沼沢植物群落（国指定）等の天然記念物についてはできる限り影響しないよう配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で概略計画に反映する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採は避けて欲しい。 ・今あるものを利用して、自然は残して欲しい。 ・子供たちが楽しみ学べる自然環境を残して欲しい。 ・自然との調和のとれた道路計画にして欲しい。 ・能褒野台地の田園風景を保全して欲しい。 ・茶畑を保全して欲しい。 ・道路周辺の景観に配慮して欲しい。 ・道路周辺の景観や（人だけでなく動物を含めた）交通安全に注力して欲しい。 ・健康被害など市民生活を第一に考えた道路計画にして欲しい。 ・公共交通機関の整備や地球温暖化防止のために車を減少させる方策を推進して欲しい。 <p style="text-align: right;">他5件</p>	<p>具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で概略計画に反映する。</p>

(参考) 関連する調査項目

<p>重要な史跡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・能褒野台地の田園風景と史跡に配慮してほしい。 ・日本武尊神話の地、能褒野地区は現況以上に大切に扱ってほしい。 ・能褒野神社は残してほしい。 ・重要な史跡の範囲として、国府地区が大きく示されているが、広瀬地区（伊勢国府跡周辺）の方が存在することが周知の史跡である。現在の史跡指定範囲のみならず、将来的な指定候補地・景観の保全を蔑ろにするべきではない。 ・伊勢国司跡などの史跡の保護に万全を期するとともに、予定されるルート上の史跡調査を詳細に行ってほしい。 ・神戸城跡は残してください。 ・重要な史跡を守ってほしい。 ・重要な史跡は大事なものであるから避けてほしい。 ・貴重な史跡は残してほしい。 <p style="text-align: right;">他5件</p>	<p>能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り改変しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。</p>
--------------	---	--

5.2. 関係機関からの参考意見と事業者の見解

計画段階配慮事項に関する聞き取り（ヒアリング調査：平成25年9月18、19、24日）による三重県教育委員会、鈴鹿市環境部・文化振興部（考古博物館）、亀山市まちなみ文化財室、亀山市教育委員会等からの参考意見と事業者の見解を表5-2に示す。

表 5-2 関係機関からの参考意見と事業者の見解

環境要素	関係機関からの意見	事業者の見解
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・ネコギギについて毎年生息調査を実施しており、事業実施想定区域周辺でも生息が確認されているため十分な注意が必要。 	<p>ネコギギについては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、分布を把握した上で、実施可能な範囲で概略計画に反映する。</p>

(参考) 関連する調査項目

<p>重要な史跡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・能褒野王塚古墳については宮内庁管理であり、重要度は非常に高い。 ・能褒野王塚古墳周辺にも小さな古墳もあり、十分な注意が必要。近接して建設する場合でも景観に影響がでると考えられる。 ・伊勢国府跡のうち、国指定史跡として指定されている政庁跡などを中心とする範囲については道路をかけない事を望む。 ・伊勢国府跡推定地については、推定地の中心部分付近で重要な遺跡が発掘される可能性があるため、道路をかけない事を望む。 ・景観にも配慮する必要があるため、遺跡の発掘状況によっては工法変更などを求める場合がある。 ・鈴鹿市では古墳や古墳群として残されている文化財が少ないことから、道路線形の検討にあたっては十分な配慮を願う。 	<p>能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り改変しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。</p>
--------------	--	--